

KPMG Japan tax newsletter

2016年度税制改正大綱



I. 法人税率	
1. 法人実効税率の引下げ	2
2. 外形標準課税	4
II. 法人課税関係	
1. 欠損金の繰越控除	6
2. 減価償却方法	7
3. 中小企業の固定資産税の軽減	7
4. 役員給与	8
5. 企業版ふるさと納税	8
6. 国家戦略特別区域税制	9
7. 組織再編成税制	10
8. 投資法人(J-REIT)	11
9. その他の主な改正点	12
III. 国際課税関係	
1. 移転価格税制に係る文書化	14
2. タックス・ヘイブン対策税制	16
3. 適格現物出資の対象範囲	17
4. 日台民間租税取決めに係る国内法の整備	17
5. 国際課税原則の帰属主義への変更に伴う見直し	18
IV. 消費税関係	
1. 軽減税率の導入	19
2. インボイス制度(適格請求書等保存方式)	20
3. 区分記載請求書等保存方式	23
4. 事業者免税点制度・簡易課税制度の適用制限	26
5. 電気通信利用役務の提供の内外判定基準	27
V. 個人課税関係	
1. 国外転出時課税制度(出国税)	28
2. 外国親会社等から付与されたストックオプション行使等に関する調書制度	29
3. 通勤手当の非課税限度額	29
4. セルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除	30
5. 住宅取得等に係る所得税額の特別控除	30
VI. 納税環境整備	31

2015年12月16日、政府与党(自民党・公明党)は「2016年度税制改正大綱」を決定しました。このニュースレターでは、税制改正大綱に示された主な改正項目の概要をお知らせいたします。

このニュースレターの内容は、税制改正大綱(案)の概要をお知らせした前回のニュースレター(12月15日発行)とほぼ同様ですが、税制改正大綱(案)には含まれていなかった、消費税の軽減税率及びインボイス制度の導入等に関連する改正項目(IV. 1-3)を新たに加えています。

税制改正大綱は改正案の概要を示すものであり、改正の詳細は、改正法案の公表並びに法律及び政省令の公布を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

I. 法人税率

1. 法人実効税率の引下げ

(1) 法人税率

2016年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人税率が、以下のように引き下げられます。

区分		現行法	改正案	
		2015年4月1日 以後に開始する 事業年度	2016年4月1日 から2018年3月 31日までに開始 する事業年度	2018年4月1日 以後に開始する 事業年度
大法人等		23.9%	23.4%	23.2%
中小 法 人 (*2)	所得金額のうち 年800万円以下 の部分	19% (15% ^(*1))	19% (15% ^(*1))	19%
	所得金額のうち 年800万円超の 部分	23.9%	23.4%	23.2%

(*1) 軽減税率(15%)は、2017年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

(*2) 中小法人とは期末資本金の額が 1 億円以下の普通法人をいい、以下のものは除かれます。

- ・ 大法人(資本金の額が 5 億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(2) 法人事業税(所得割)及び地方法人特別税の税率

資本金の額が1億円超の法人(外形標準課税対象法人)の法人事業税(所得割)及び地方法人特別税の税率が、以下のように改正されます。

なお、地域間の税源偏在を是正するための暫定措置として、2008年より法人事業税の一部が地方法人特別税として徴収されていましたが、この地方法人特別税は2017年4月1日以後に開始する事業年度から廃止され、法人事業税に復元されることになります。(地方法人特別税の廃止は、外形標準課税対象法人だけでなく、すべての法人に対して適用されます。)

【法人事業税(所得割)】(標準税率)

課税標準(所得)		現行法		改正案	
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで に開始する事業年度	2016年4月1日以後 に開始する事業年度	2016年4月1日から 2017年3月31日まで に開始する事業年度	2017年4月1日以後 に開始する事業年度
-	400万円以下	1.6%(3.1%)	0.9%(2.5%)	0.3%(1.9%)	1.9%
400万円超	800万円以下	2.3%(4.6%)	1.4%(3.7%)	0.5%(2.7%)	2.7%
800万円超	-	3.1%(6.0%)	1.9%(4.8%)	0.7%(3.6%)	3.6%

- ・ カッコ内は地方法人特別税を含む税率です。
- ・ 制限税率は標準税率の 1.2 倍とされていますが、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の制限税率については、標準税率の 2 倍に引き上げられる予定です。
- ・ 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人については、年間所得 800 万円以下の所得に係る法人事業税(所得割)の軽減税率の適用は

ありません。

【地方法人特別税】

課税標準	現行法		改正案	
	2015年4月1日から 2016年3月31日までに 開始する事業年度	2016年4月1日 以後に開始する 事業年度	2016年4月1日から 2017年3月31日までに 開始する事業年度	2017年4月1日 以後に開始する 事業年度
所得 × 法人事業税の 標準税率	93.5%	152.6%	414.2%	廃止

(3) 法人住民税の税率引下げ及び地方法人税の税率引上げ

地方法人税は、地域間の税源の偏在性を是正するため、2014年度改正において創設されたもので、法人住民税の一部が地方法人税として徴収され、国から地方へ配分されています。地方法人特別税の廃止に伴い、それに代わる偏在是正措置の一つとして、2017年4月1日以後に開始する事業年度より、以下のように法人住民税（法人税割）の税率が引き下げられ、地方法人税の税率が引き上げられる予定です。

この改正は地域間の税源配分を調整するものですので、内国法人の税負担への影響はほとんどありません。

【現行法】

法人住民税(法人税割)		地方法人税	
課税標準	税率	課税標準	税率
法人税額	標準税率 12.9% 道府県分:3.2% 市町村分:9.7%	基準法人税額	4.4%
	制限税率 16.3% 道府県分:4.2% 市町村分:12.1%		

【改正案】

法人住民税(法人税割)		地方法人税	
課税標準	税率	課税標準	税率
法人税額	標準税率 7.0% 道府県分:1.0% 市町村分:6.0%	基準法人税額	10.3%
	制限税率 10.4% 道府県分:2.0% 市町村分:8.4%		

(4) 法人実効税率

上記の税率改正により、法人実効税率は以下のように引き下げられます。

	2015年4月1日から 2016年3月31日まで に開始する事業年度	2016年4月1日から 2018年3月31日まで に開始する事業年度	2018年4月1日以後 に開始する事業年度
現行法	32.11%	31.33%	
改正案	-	29.97%	29.74%

【法人実効税率の詳細】(改正案)

	2016年4月1日から 2017年3月31日までに 開始する事業年度	2017年4月1日から 2018年3月31日までに 開始する事業年度	2018年4月1日以後に 開始する事業年度
法人税	23.4%	23.4%	23.2%
法人事業税	0.7%	3.6%	3.6%
地方法人特別税	2.899% (0.7% × 414.2%)	-	-
法人住民税	3.019% (23.4% × 12.9%)	1.638% (23.4% × 7.0%)	1.624% (23.2% × 7.0%)
地方法人税	1.030% (23.4% × 4.4%)	2.410% (23.4% × 10.3%)	2.390% (23.2% × 10.3%)
合計	31.048%		30.814%
法人実効税率	29.97% (31.048% × 100/103.6)		29.74% (30.814% × 100/103.6)

上記の法人実効税率は、地方法人特別税及び法人事業税が損金算入されることを考慮し、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する標準税率を用いて計算しています。

期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の税率を用いて計算した改正後の法人実効税率(現行:33.06%)は、東京都の法人事業税(所得割)の税率が制限税率の範囲で定められてから明らかとなります。

2. 外形標準課税

外形標準課税制度は、地方公共団体の行政サービスの対価として、法人の所得・収入ではなく、法人の規模に応じ課税する制度として、2004年に導入されました。法人実効税率引下げのための財源確保の方法の一つとして、2015年度改正で外形標準課税の税率の引上げ等が行われましたが、2016年度改正においても、税率のさらなる引上げが行われる予定です。

(外形標準課税の対象法人は、期末資本金の額が1億円を超える法人(収入金額に事業税が課される法人(電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人)及び投資法人・特定目的会社等を除きます。)で、その範囲についての改正は見込まれていません。)

(1)税率の引上げ

外形標準課税の税率(標準税率)が、以下のように引き上げられます。

	現行法		改正案
	2015年4月1日から 2016年3月31日まで に開始する事業年度	2016年4月1日 以後に開始する 事業年度	2016年4月1日 以後に開始する 事業年度
付加価値割	0.72%	0.96%	1.2%
資本割	0.3%	0.4%	0.5%

制限税率は、標準税率1.2倍とされています。

(2)負担変動の軽減措置

法人事業税の税率改正に伴う負担変動を軽減するために2015年度税制改正で設けられた軽減措置が、以下のように見直され、3年間にわたり適用されます。

【現行法】

対象法人	法人事業税の軽減額	
	2015年4月1日から 2017年3月31日までに 開始する事業年度	
付加価値額 \leq 30億円	A \times 1/2	
30億円 < 付加価値額 < 40億円	A \times (40億円 - 付加価値額)/20億円	
$A = (a) - (b)$ (a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割及び所得割) (b): <u>2015年4月1日から2016年3月31日までに開始する事業年度</u> <u>2015年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を</u> <u>その事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額</u> <u>2016年4月1日から2017年3月31日までに開始する事業年度</u> <u>2016年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を</u> <u>その事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額</u>		

【改正案】

対象法人	法人事業税の軽減額		
	2016年4月1日から 2017年3月31日までに 開始する事業年度	2017年4月1日から 2018年3月31日までに 開始する事業年度	2018年4月1日から 2019年3月31日までに 開始する事業年度
付加価値額 \leq 30億円	A \times 3/4	A' \times 1/2	A' \times 1/4
30億円 < 付加価値額 < 40億円	A \times 付加価値額に応じて 3/4から0の間の割合	A' \times 付加価値額に応じて 1/2から0の間の割合	A' \times 付加価値額に応じて 1/4から0の間の割合
$A = (a) - (b)$ (a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割及び所得割) (b): 2016年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を <u>その事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額</u> $A' = (a) - (b)$ (a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割及び所得割) (b): 2016年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率(地方法人特別税分を加味した税率)を <u>その事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額</u>			

II. 法人課税関係

1. 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除制度について、以下の改正が提案されています。

(欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金及び連結欠損金の繰越控除制度をいいます。)

(1) 繰越控除限度額

欠損金の繰越控除限度額が以下のように段階的に引き下げられます。

	2015年4月1日から 2016年3月31日までに 開始する事業年度	2016年4月1日から 2017年3月31日までに 開始する事業年度	2017年4月1日から 2018年3月31日までに 開始する事業年度	2018年4月1日以後に 開始する事業年度
現行法		繰越控除前の所得金額の 65%		繰越控除前の所得金額の 50%
改正案	-	繰越控除前の所得金額の 60%	繰越控除前の所得金額の 55%	繰越控除前の所得金額の 50%

ただし、中小法人^{(*)1}、新設法人^{(*)2}、特定目的会社・投資法人等については、繰越控除前の所得金額の全額が繰越控除限度額とされます。

^{(*)1} 1.1.(1)における「中小法人」と同様です。

^{(*)2} 新設法人(設立7年以内の一定の法人)から、以下の法人は除かれます。

- ・ 大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(2) 繰越期間の延長の適用時期

2015年度税制改正では、欠損金の繰越期間を現行の9年から10年に延長する措置が講じられましたが、2016年度税制改正では、この措置の適用時期が以下のように見直されます。

	2008年4月1日以後 に終了した事業年度 に生じた欠損金額	2017年4月1日以後 に開始する事業年度 に生じる欠損金額	2018年4月1日以後 に開始する事業年度 に生じる欠損金額
現行法	9年		10年
改正案		9年	10年

これに伴い、現行法では9年とされている、欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間も、2018年4月1日以後に開始する事業年度において生じる欠損金額から10年に延長されます。

2. 減価償却方法

法人実効税率引下げのための財源確保の方法の一つとして、建物附属設備、構築物及び鉱業用の建物に係る減価償却方法について、定率法を廃止することが提案されています。

有形減価償却資産	減価償却方法	
	現行法	改正案
建物	定額法	
建物附属設備 構築物		定額法
機械装置 船舶・航空機 車両運搬具 工具器具備品	定額法又は定率法	定額法又は定率法
鉱業用 減価償却資産	建物 建物附属設備 構築物 上記以外	定額法 又は 生産高比例法 定率法 又は 生産高比例法 定額法 又は 定率法 又は 生産高比例法

この改正は、2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物及び鉱業用の建物について適用されます。

3. 中小企業の固定資産税の軽減

中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業者等に課される固定資産税が、以下のように軽減されます。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資本金の額が1億円以下の法人 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
適用要件	中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の施行日から2019年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち対象資産を取得すること。
対象資産	以下の①から③までのいずれにも該当する機械及び装置 <ul style="list-style-type: none"> 販売開始から10年以内のもの 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
軽減措置	最初の3年間、対象資産の課税標準の価格が1/2とされる。

4. 役員給与

役員給与のうち以下の3つに該当するものは、原則として、損金の額に算入されることがされていますが、B(事前確定届出給与)とC(利益連動給与)について以下の改正が提案されています。

損金算入される役員給与	改正案
<u>A. 定期同額給与</u> 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの等	
<u>B. 事前確定届出給与</u> 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(A及びCに該当するものは除く。)で、事前に税務署に届け出ているもの	役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与について、届出が不要とされる。
<u>C. 利益連動給与</u> 利益に関する指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの	利益に関する指標の範囲に ROE(自己資本利益率)その他の利益に関連する一定の指標が含まれることが明確化される。

5. 企業版ふるさと納税

地域再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、改正地域再生法の施行日から2020年3月31日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業(仮称)に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の合計額(A)について適用される、以下の税額控除制度が創設されます。

		2017年3月31日までに開始する事業年度	2017年4月1日以後に開始する事業年度
法人事業税額		(A) × 10% (上限:法人事業税額 × 20%)	(A) × 10% (上限:法人事業税額 × 15%)
法人住民 税額	道府県民税 法人税割額	(A) × 5% (上限:道府県民税法人税割額 × 20%)	(A) × 2.9% (上限:道府県民税法人税割額 × 20%)
	市町村民税 法人税割額	(A) × 15% (上限:市町村民税法人税割額 × 20%)	(A) × 17.1% (上限:市町村民税法人税割額 × 20%)
法人税額		以下のうち、いずれか少ない金額 • (A) × 20% — 法人住民税額から控除される金額 • (A) × 10% (上限:法人税額 × 5%)	

この寄附金(企業版ふるさと納税)による法人の税負担軽減は、①地方公共団体に対する寄附金としてその全額が損金の額に算入されることによる税負担の軽減(法人実効税率を30%とした場合には、寄附金の30%)及び②上記の制度による税額控除(全額控除が可能な場合、寄附金の30%)となり、合計で寄附金の約60%に及ぶことになります。

6. 国家戦略特別区域税制

(1)所得控除

国家戦略特別区域法の改正により法人の指定制度が創設されることを前提に、以下の所得控除制度が創設される予定です。

適用法人	青色申告書を提出する内国法人で、以下の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域の指定の日以後に設立されていること。 ・ 同区域内に本店又は主たる事務所を有していること。 ・ 専ら特定事業(医療、国際及び農業分野の事業等で一定の要件を満たすもの)を営むものであること。 ・ 改正国家戦略特別区域法の施行日から2018年3月31日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定を受けた一定の法人であること。
適用期間	設立の日から5年間
所得控除	所得金額 × 20%

なお、この所得控除制度は、国家戦略特別区域における設備投資減税制度及び国際戦略総合特別区域における設備投資減税制度との選択適用とされます。

(2)設備投資減税

設備投資減税は2014年度税制改正で創設されましたが、下線部分について以下の改正が予定されています。

適用法人	国家戦略特別区域の一定の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた青色申告法人			
適用要件	2014年4月1日から2016年3月31日までの間に、 国家戦略特別区域内において、事業実施計画に記載された新品の特定機械装置等の取得等をして、特定事業の用(貸付の用を除く。)に供すること。			
税制措置	以下のいずれかの選択適用	機械装置 開発研究用器具備品	左記以外	建物 建物附属設備 構築物
	特別償却	即時償却	取得価額 × 50%	取得価額 × 25%
	税額控除 (上限:法人税額 × 20%)	取得価額 × 15%		取得価額 × 8%

- ・ 適用期限が2年間延長されます。
- ・ 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品に適用される即時償却が廃止されます。

また、繰越税額控除制度も廃止されます。

7. 組織再編成税制

(1) 適格要件の見直し

組織再編成に係る適格要件について、以下の見直しが行われる予定です。

株式交換・株式移転(株式交換等)

- 共同事業を行うための株式交換等に係る適格要件のうち、役員継続要件が以下のように改正されます。

現行法	改正案
株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員のいざれかが その株式交換等に伴って退任をするものでないこと。	株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員の全てが その株式交換等に伴って退任をするものでないこと。

- その他適格要件について、所要の措置が講じられます。

新設合併・新設分割・株式移転(新設合併等)

- 共同事業を行うための新設合併等に係る適格要件のうち、株式継続保有要件の判定について明確化されます。

(2) 適格株式交換等により取得する子法人株式の取得価額の算定方法の見直し

適格株式交換等の直前の株式交換完全子法人等の株主の数が50人以上の場合における、その親法人が取得する株式交換完全子法人株式等の取得価額の算定方法が、以下のように改正されます。

現行法	改正案
株式交換完全子法人等の <u>適格株式交換等の直前の簿価純資産 価額</u>	株式交換完全子法人等の <u>直前の申告における簿価純資産価額</u> <u>± 申告後の資本金等の額等の増減</u>

8. 投資法人(J-REIT)

投資法人が支払う利益の配当の額は、一定の導管性要件を満たす場合には、投資法人の所得の金額の計算上、所得金額を限度として損金の額に算入されることとなっています。この導管性要件について、以下の改正が提案されています。

(1)資産割合要件

投資法人の導管性要件の一つに、期末の所有資産のうち有価証券、不動産等の一定の特定資産(再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権等を除く。)の占める割合が 50%を超えること(資産割合要件)がありますが、本要件に関して以下の改正が提案されています。

- 投資法人による再生可能エネルギー発電設備の投資促進の観点から、資産割合要件の判定上、特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を、その設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年(現行:10 年)以内に終了する各事業年度に延長する。
- 匿名組合を活用した本要件の充足に一定の制限を設けるために、資産割合要件の判定上、分子となる一定の特定資産に含まれる匿名組合出資持分は、主として有価証券(匿名組合出資を除く。)、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限るものとする。

(2)90%超配当要件

2015 年度の税制改正において、税務上の利益が会計上の利益を上回る場合の問題を解消する手当として、投資法人が行う利益超過配当のうち一時差異等調整引当額(所得超過税会不一致及び繰延ヘッジ損失等の純資産控除項目を起因とするもの)として利益処分により充当されたものに関しては、税務上、配当として損金の額に算入されることとされました。ただし、一時差異等調整引当額として利益処分により充当された金額については、90%超配当要件の判定上、分母、分子の両方に加算することとされていたため、繰延ヘッジ損失等の純資産控除項目を起因とした一時差異等調整引当額の利益超過配当を行う場合には、その金額によっては 90%超配当要件を充足できない可能性がありました。

こうした事態を回避するため、本要件における配当可能利益の額から、原則として、純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置が設けられることが提案されています。

この改正は、2016 年 4 月 1 日以後に行う支払配当等について適用されます。

9. その他の主な改正点

(1) 交際費の損金不算入制度

法人が支出する交際費については、2016年3月31日までに開始する各事業年度において、以下の金額まで損金算入が認められていますが、この措置の適用期限が2年間延長されます。

法人の区分	損金算入限度額
中小法人 ^(*)	下記①又は②の選択適用 ① 800万円(年間) ② 接待飲食費 × 50%
中小法人以外	接待飲食費 × 50%

^(*) I.1.(1)における「中小法人」と同様です。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人のうち一定の法人等及び農業協同組合等)が、2016年3月31日までに、少額減価償却資産(取得価額が30万円未満の減価償却資産)を取得して、事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、年間300万円を限度として、その取得価額を損金算入できることとされていますが、その制度が以下のように改正される予定です。

- この制度を適用できる中小企業者等の範囲から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人が除外されます。
- 適用期限が2年間延長されます。

(3) 譲渡制限付株式に係る費用の損金算入時期

法人が、個人から受ける将来の役務の提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付した場合には、その役務の提供に係る費用の額は、原則として、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入されることとなります。

この改正は、2016年4月1日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用されます。

(4) 雇用促進税制

雇用促進税制とは、一定の要件のもと、前期末から増加した雇用者1人あたり40万円を法人税額から控除する制度であり、2016年3月31日で期限が到来することとされています。この制度の適用期限が2年間延長されるとともに、以下の見直しが提案されています。

	現行法	改正案
増加雇用者数の判定方法の改正	全事業所の増加雇用者数により判定	地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイム雇用者の増加数により判定
所得拡大促進税制 ^(*) との併用	不可	可 ただし、雇用促進税制の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与支給額として一定の方法により計算した金額を、所得拡大促進税制の対象から除外する。 ^(*)

(¹) 一定の要件のもと、基準事業年度(3月決算法人の場合、一般的には2013年3月期)から増加した給与支給額の10%を法人税額から控除する制度をいいます。

(²) 地方拠点強化税制の特例部分についても、同様の改正が提案されています。

(5)国際戦略総合特別区域税制

総合特別区域法の規定に定められた指定法人(所得控除については、指定特定事業法人)は、一定の要件のもと、設備投資減税又は所得控除の適用を受けることができることとされています。2016年3月31日に適用期限を迎えるこれらの制度について、以下の改正が予定されています。

(a)設備投資減税

- 適用期限が2年間延長されます。
- 特別償却率及び税額控除率が、以下のとおり引き下げられます。

	現行法		改正案	
	特別償却率	税額控除率	特別償却率	税額控除率
機械装置及び器具備品	50%	15%	40%	12%
建物等及び構築物	25%	8%	20%	6%

- 繰越税額控除制度は廃止されます。

(b)所得控除

所得控除については適用期限の延長は行われず、2016年3月31日をもって廃止することとされました。

(6)生産性向上設備投資促進税制

2014年度税制改正で導入された生産性向上設備投資促進税制は、適用期限(2017年3月31日)をもって廃止されます。また、2016年3月31日まで適用される上乗せ措置の延長も行われません。

(7)欠損金の繰戻し還付

中小企業者等以外の法人は、2016年3月31日までに終了する各事業年度において、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用できないこととされていますが、この不適用措置が2年間延長されます。

(8)環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

環境関連投資促進税制について、以下の見直しが行われたうえで、適用期限が2年延長(2018年3月31日まで)される予定です。

- 風力発電設備の即時償却は、その適用期限(2016年3月31日)をもって廃止されます。
- 特別償却又は税額控除の対象資産の範囲が見直されます。(たとえば現行法では、対象資産とされる太陽光発電設備は固定価格買取制度の認定を受けているのですが、改正により、この認定を受けていない設備が対象資産とされる予定です。)
- 特別償却又は税額控除の対象とされている車両運搬具(電気自動車等)が、税額控除の対象から除外されます。

III. 国際課税関係

1. 移転価格税制に係る文書化

経済協力開発機構(OECD)が10月5日に公表した税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの最終パッケージのうち、行動13(移転価格文書化と国別報告書)に関する最終レポートでは、移転価格の文書化に関するルールが示され、多国籍企業グループは3種類の文書(国別報告書、マスターファイル及びローカルファイル)を税務当局に提供(又は作成・保存)しなければならないこととされました。

この勧告を踏まえた規定を国内法において整備するため、2016年度税制改正では、これら3種類の文書に係る以下の規定を設けることが提案されています。

(1)用語の定義

「多国籍企業グループ」等の用語の定義は以下のとおりです。

多国籍企業グループ	適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団(その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く。)で、税務上の居住地国(国内における恒久的施設(PE:permanent establishment)及び外国におけるPEに相当するものの所在地国を含む。)が異なる2以上の事業体を含むもの
構成事業体	<ul style="list-style-type: none"> 適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体 規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体
最終親事業体	構成事業体のうち、他の構成事業体を支配するもの
代理親事業体	国別報告事項を提供する者として最終親事業体が指定した多国籍企業グループの構成事業体

(2)国別報告書

概要	多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供義務者である法人は、国別報告事項を提供期限までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により税務署長に提供しなければならない。
提供義務者((1)又は(2))	<p>(1)条約方式(原則)</p> <p>多国籍企業グループの構成事業体である以下のいずれかの内国法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終親事業体 代理親事業体 <p>(2)子会社方式(補完的メカニズム)</p> <p>(日本の国税当局が、多国籍企業グループの最終親事業体又は代理親事業体の居住地国(日本が締結した租税条約等の相手国に限る。)を通じて国別報告事項の提供を受けることができないと認められる場合に限り適用)</p> <p>多国籍企業グループの構成事業体である以下のいずれかの法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 内国法人(最終親事業体又は代理親事業体以外) 国内にPEを有する外国法人 <p>(これらの法人が複数ある場合には、代表する1社のみが提供義務者となる。)</p>
提供義務の免除	直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは、国別報告事項の提供義務が免除される。
国別報告事項	BEPSプロジェクトの最終パッケージにおける行動13の最終レポートで勧告されたOECD移転価格ガイドライン第5章の改定案(移転価格ガイドライン改定案)の別添3に示された記載事項と同様(国ごとの収入金額、税引前当期利益額、納付税額、従業員数、有形資産(現金以外)の額など)
提供期限	最終親事業体の会計年度終了日の翌日から1年を経過する日
使用言語	英語
提供義務の担保策	期限内に提供しない場合の罰則が設けられる。
適用時期	2016年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る国別報告事項について適用

(3) マスターファイル(事業概況報告事項)

概要	多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供義務者である法人は、事業概況報告事項を提供期限までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により税務署長に提供しなければならない。
提供義務者	多国籍企業グループの構成事業体である以下のいずれかの法人 ・内国法人 ・国内にPEを有する外国法人 (これらの法人が複数ある場合には、代表する1社のみが提供義務者となる。)
提供義務の免除	直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは、事業概況報告書の提供義務が免除される。
事業概況報告事項	移転価格ガイドライン改定案の別添1に示された記載事項と同様 (多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、無形資産、グループ内金融活動、財務状況など)
提供期限	最終親事業体の会計年度終了日の翌日から1年を経過する日
使用言語	日本語又は英語
提供義務の担保策	期限内に提供しない場合の罰則が設けられる。
適用時期	2016年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る事業概況報告事項について適用

(4) ローカルファイル(同時文書化義務)

概要	国外関連取引を行った法人は、その国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要な書類(ローカルファイル)を確定申告書の提出期限までに作成しなければならない。
作成義務者	国外関連取引を行った法人
同時文書化義務が免除される国外関連取引	一の国外関連者との前期(前期がない場合は当期)の取引につき、以下のいずれの要件も満たす場合は、その一の国外関連者との当期の国外関連取引については、ローカルファイルの同時文書化義務が免除される。 ・取引金額(受払合計)が50億円未満 ・無形資産取引金額(受払合計)が3億円未満
ローカルファイルの項目	現行の租税特別措置法施行規則第22条の10第1項において、以下の書類の文書化が規定されている。 ・国外関連取引の内容を記載した書類 ・国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための書類 これらの書類の記載項目の明確化等が行われるとともに、移転価格ガイドライン改定案の別添2に示された記載項目が追加される。
保存期間・場所	原則として、確定申告書の提出期限の翌日から7年間、国外関連取引を行った法人の国内事務所に保存しなければならない。(書類の原本がある場合は原本、原本が国外にある場合は写しを保存)
文書化の担保策	ローカルファイル等の提示・提出がない場合の推定課税・同種の事業を営む者に対する質問検査に関する規定が整備される。
適用時期	2017年4月1日以後に開始する事業年度について適用

2. タックス・ヘイブン対策税制

(1) 保険業の適用除外基準の見直し

イギリスのロイズ市場において保険業を営む法人は、ロイズ法の規定により、事業運営法人とリスク引受法人の分離が義務付けられています。このため、以前より、この規定に則って設立された法人が日本のタックス・ヘイブン対策税制における適用除外基準を満たすことができない恐れがあるという指摘がなされていました。

上記の指摘及びイギリスの法人税率の引下げを受け、適用除外基準の適用に関し、以下の特例が設けられます。

適用除外基準	特例
実体基準・ 管理支配基準	B社がA社の本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、 A社は実体基準・管理支配基準を満たすものとされる。
非関連者基準	A社がB社との間で行う取引は、関連者取引に該当しないものとされる。

A社: 一の内国法人等によって発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす特定外国子会社等(イギリスのロイズ市場において保険業を行うもの)

B社: その一の内国法人等によって発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす他の特定外国子会社等(イギリスのロイズ市場において保険業を行うもの)

なお、上記のほか、所要の措置が講じられる予定です。

(2) 外国税額控除の計算に係る見直し

合算課税の対象とされる特定外国子会社等の所得に対し外国法人税が課された場合には、以下の方法により計算した金額を、合算課税を受ける内国法人が納付する控除対象外国法人税額とみなして、外国税額控除の適用を受けることができます。

特定外国子会社等の 所得に対する外国法人税額 ×	分母のうち合算課税された所得金額 特定外国子会社等の所得金額
-----------------------------	-----------------------------------

分母の所得金額には、特定外国子会社等がその子会社(発行済株式等又は議決権の25%以上を、配当等の支払義務が確定する日以前6ヶ月以上引き続き直接に有されている法人)から受ける配当等を含めることとされていますが、改正により、外国法人税の課税標準に含まれない配当等は、分母に含めないこととされます。

上記(1)及び(2)の改正は、特定外国子会社等の2016年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

3. 適格現物出資の対象範囲

現物出資のうち、被現物出資法人が外国法人である場合の取扱いが以下のように見直されます。

(下記の表で「適格」と区分している現物出資のうち、一定の要件を満たすものが、適格現物出資として取り扱われます。)

現物出資資産	現物出資法人	被現物出資法人	現行法	改正案
国内資産 (*1)	内国法人 又は 外国法人		非適格	<p>【原則】 非適格 【特例】 移転する国内資産の全てを外国法人の国内PEに直接帰属させる現物出資である場合 → 適格 (その国内資産に、本店等への内部取引が帳簿価額で行われたものとされる国内不動産等が含まれる場合は、現物出資後にこれらの国内資産の内部取引が行われないことが見込まれている場合に限る。)</p>
国外資産 (*2)	内国法人		適格	<p>【原則】 適格 【特例】 現物出資の日以前1年以内に内国法人の本店等からの内部取引により国外資産となつた資産(現預金、棚卸資産及び有価証券を除く。)を外国法人の国内PE以外の事業所に直接帰属させる現物出資である場合 → 非適格</p>
	外国法人		適格	<p>【原則】 適格 【特例】 移転する国外資産を他の外国法人の国内PEに直接帰属させる現物出資である場合 → 非適格</p>

(*1) 国内にある不動産等その他国内にある事業所に属する資産(発行済株式等の25%以上を有する外国法人の株式を除く。)

(*2) 国外にある事業所に属する資産(国内にある不動産等を除く。)

4. 日台民間租税取決めに係る国内法の整備

公益財団法人交流協会(日本側)と亞東關係協會(台湾側)との間で、11月26日、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亞東關係協會との間の取決め」(日台民間租税取決め)に署名が行われました。(この取決めの内容は、KPMG Japan e-Tax News No.102「日台民間租税取決め一署名」(2015年11月26日発行)をご覧ください。)

改正案によれば、日台民間租税取決めに規定された内容を実施するため、その内容のうち主に台湾の居住者又は台湾法人に係る規定が国内法で整備される予定です。

この改正は、台湾において相互主義(日本の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められること。)が確保されるために必要な手続が完了する時期に合わせて実施されます。

5. 国際課税原則の帰属主義への変更に伴う見直し

2014年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更(2016年4月1日施行)に関し、その円滑な実施のため、以下の措置が講じられます。

(1) 外国税額控除の控除限度額

内国法人の外国税額控除における控除限度額は、以下のように計算することとされています。

所得に対する法人税額 ×	調整国外所得金額 (国外所得金額 - 非課税国外所得金額)
	所得金額

また、分子の調整国外所得金額の算定の基礎となる国外所得金額は、国外事業所等帰属所得の金額と国外事業所等帰属所得以外の国外源泉所得の金額の合計額とされています。

改正により、この国外所得金額の計算について、以下の点が明確化されるほか、所要の措置が講じられる予定です。

- 国外事業所等帰属所得の金額がマイナスの場合には、そのマイナスの金額を用いて国外所得金額を計算する。
- 国外所得金額がマイナスとなる場合にはゼロとする。

(2) 外国法人が適格合併等により国内にPEを再保有することとなった場合の繰越欠損金等の引継ぎ

過去に国内にPEを有していた外国法人が他の外国法人を被合併法人等とする適格合併等により国内にPEを再保有することとなった場合における、欠損金の繰越控除の適用は、被合併法人が有していた適格合併前のPE帰属所得に係る欠損金に限られ、合併法人が過去に有していたPE帰属所得に係る欠損金には適用されないことが明確化されます。

IV. 消費税関係

1. 軽減税率の導入

日本では、消費税が導入された1989年以来、消費税には単一の税率が適用されてきましたが、現行の8%から10%に引き上げられる2017年4月1日から、軽減税率の導入が提案されています。

2017年3月31日まで	2017年4月1日以後	
8%	軽減税率	8%
	標準税率	10%

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等(軽減対象課税資産の譲渡等)は、以下のとおりです。

(1)飲食料品の譲渡 (食事の提供(食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業等)を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く。)	
飲食料品	食品表示法に規定する食品 (酒税法に規定する酒類を除く。)
飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産の取扱い	〈原則〉 飲食料品に該当しないものとする。 〈特例〉 以下のいずれにも該当するものは、その全体を飲食料品として取り扱う。 <ul style="list-style-type: none">• 一定金額以下の少額の資産である。• 資産の主たる部分が飲食料品から構成されている。
(2)定期購読契約が締結された新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。)の譲渡	

なお、軽減税率の対象となる保税地域から引き取られる課税貨物は、(1)の飲食料品とされます。

2. インボイス制度(適格請求書等保存方式)(2021年4月~)

軽減税率の導入に伴い、複数税率のもとにおける仕入税額控除額が適正に計算できるようするため、インボイス制度が導入されることが提案されています。適格請求書発行事業者登録制度が創設され、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の保存が、仕入税額控除の要件とされることになります。

ただし、事業者の準備に一定の期間を要することから、軽減税率導入から4年間は、簡素な方法(区分記載請求書等保存方式)が経過措置として設けられます。(この区分記載請求書等保存方式については、下記の3で解説しています。)

(1) 適格請求書発行事業者登録制度

- 課税事業者は、所轄税務署長に申請書を提出することにより、適格請求書を交付することができる事業者として登録されます。(登録の申請は、2019年4月1日から受け付けられる予定です。)
- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等は、インターネットを通じて登録後速やかに公表されます。
- 適格請求書発行事業者は、その登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、免税事業者になることはできません。
- 現行法では、消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者の登録制度がありますが、2021年3月31において登録国外事業者である者については、2021年4月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされます。

(2) 適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者には、以下のように適格請求書の交付義務等が課されます。

適格請求書等の交付義務	<p>〈原則〉</p> <p>適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の課税事業者から求められたときは、適格請求書を交付しなければならない。</p> <p>(あらかじめ相手先から承諾を得た場合は、適格請求書を交付することに代えて、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができる。)</p>
適格請求書の交付義務の免除	<p>次に掲げる課税資産の譲渡等については、適格請求書の交付義務が免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの(3万円未満のもの) 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等)が委託を受けて行う農水産品の譲渡等 自動販売機により行われるもの(3万円未満のもの) その他請求書等を交付することが困難な課税資産の譲渡等のうち一定のもの

適格請求書等の保存義務	適格請求書発行事業者は、交付した書類の写し(電磁的記録)を保存しなければならない。
罰則等	適格請求書又は適格簡易請求書に類似するものの交付は禁止され、こうした書類を交付した者に対する罰則が設けられる。

(3) 適格請求書等の記載事項

適格請求書及び適格簡易請求書とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

適格請求書	適格簡易請求書
<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(その課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率 消費税額等 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(その課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額 消費税額等又は適用税率

「消費税額等」は、以下のように表示することとされます。

税抜価額を基礎とする場合	軽減対象課税資産の譲渡等に係る税抜価額の合計額	×	8/100
	軽減対象課税資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等に係る税抜価額の合計額	×	10/100
税込価額を基礎とする場合	軽減対象課税資産の譲渡等に係る税込価額の合計額	×	8/108
	軽減対象課税資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等に係る税込価額の合計額	×	10/110
1円未満の端数	税率の異なるごとに端数処理を行う。		

(4) 仕入税額控除要件の見直し

仕入税額控除要件は、以下のように見直されます。

帳簿の記載事項	課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、現行の帳簿の記載事項に、以下の項目が追加される。 <ul style="list-style-type: none"> 「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」
適格請求書等の保存要件	次に掲げるものの保存が課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とされる。 <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書 適格簡易請求書 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの(適格請求書発行事業者の確認を受けたもの) 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等)が、委託を受けて行う農水産品の譲渡等について作成する一定の書類

適格請求書等の保存を要しない課税仕入れ	<p>次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のもの） 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの 古物営業・質屋・宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受けるもの 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を買い受けるもの 自動販売機からのもの（3万円未満のもの） その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定のもの
	<p>（現行法では、支払対価の額の合計額が3万円未満である場合には帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められているが、この措置は廃止される。）</p>

免税事業者は適格請求書等を発行できないため、インボイス制度の導入後には、免税事業者からの課税仕入れは、原則として、仕入税額控除の対象となりません。ただし、インボイス制度の導入から6年間における免税事業者等からの課税仕入れについては、以下の経過措置が設けられています。

免税事業者等からの課税仕入れの時期	仕入税額控除の対象とされる金額
2021年4月1日から2024年3月31日まで	免税事業者等からの課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額の80%
2024年4月1日から2027年3月31日まで	免税事業者等からの課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額の50%

この経過措置を適用するためには、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます。

（5）課税標準額に対する消費税額・課税仕入れに係る消費税額の計算方法

課税標準額に対する消費税額及び課税仕入れに係る消費税額の計算方法は、以下の組合せが認められることになります。

	課税標準額に対する消費税額の計算方法	課税仕入れに係る消費税額の計算方法
1	割戻し計算	積上げ計算 又は 割戻し計算
2	積上げ計算	積上げ計算

「割戻し計算」と「積上げ計算」とは、それぞれ以下の計算方法をいいます。

割戻し計算	適用税率ごとの取引総額に、10/110又は8/108を乗じて、消費税額を計算する方法（現行法と同様）	
積上げ計算	適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて、消費税額を計算する方法	
積上げ計算の留意点	売上分	現行制度において経過措置として認められている積上げ計算の特例は廃止される。
	仕入分	課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとにその端数を切捨て又は四捨五入により処理する場合には、その消費税額等の積上げ計算が認められる。

3. 区分記載請求書等保存方式(2017年4月～2021年3月)

軽減税率導入からインボイス制度導入までの4年間においては、現行の仕入税額控除の要件が基本的に維持されます。また、複数税率の導入により必要となる、区分経理に対応する税額計算の措置が提案されています。

(1)仕入税額控除要件の見直し

現行の仕入税額控除の要件が基本的に維持されますが、帳簿及び請求書等の記載事項が、以下のように追加されます。

帳簿の記載事項	課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、現行の帳簿の記載事項に、以下が追加される。 <ul style="list-style-type: none">「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」
請求書等の記載事項	課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、現行の請求書等の記載事項に、以下が追加される。 <ul style="list-style-type: none">「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」「税率の異なるごとに合計した対価の額」 (請求書等の交付を受けた事業者が、事実に基づき、上記の記載事項をその請求書等に追記することも認められる。)

〈参考〉現行の仕入税額控除の要件等の概要は以下のとおりです。

仕入税額控除の要件	原則	一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が必要とされる。
	特例	一定の課税仕入れには、請求書等の保存は不要とされている。 (例) <ul style="list-style-type: none">3万円未満の課税仕入れ自動販売機での購入入場券、乗車券等
免税事業者からの課税仕入れ	仕入税額控除の対象とされる。	
課税事業者の義務	請求書等の交付義務なし。 (例外—登録国外事業者は交付・保存義務あり。)	

(2)売上税額の簡便計算

課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある課税事業者については、以下のように課税売上に係る税額の簡便計算が認められます。

【適用対象者及び簡便計算の適用時期】

適用対象者	簡便計算の適用期間
(課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある、軽減対象課税資産の譲渡等を行う以下の課税事業者)	
中小事業者 (基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税事業者)	2017年4月1日から2021年3月31日までの期間(4年間)
中小事業者以外	2017年4月1日から2018年3月31日の属する課税期間の末日までの期間

【売上税額の簡便計算】

Step 1－以下のいずれかの方法により、軽減対象課税資産の譲渡等の見積割合（見積割合）を算定する。

分母のうち 軽減対象課税資産の譲渡等	
①	通常の事業を行う連続する 10 営業日の課税資産の譲渡等
②	分母のうち軽減対象課税資産 の譲渡等にのみ要するもの 卸売業及び小売業に係る 課税仕入れ等
③	50/100 主として軽減対象課税資産の譲渡等を 行う事業者が、①及び②による割合の算 定につき困難な事情がある場合に適用

Step 2－軽減対象税込売上額を計算する。

軽減対象税込売上額(A)	= 課税資産の譲渡等の税込対価の額の合計額 × 見積割合
--------------	---------------------------------

Step 3－税区分ごとの税抜売上額を計算する。

軽減対象課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	= (A) × 100/108
軽減対象課税資産の譲渡等 以外の課税資産の譲渡等の 対価の額の合計額	= (課税資産の譲渡等の税込対価の額の合計額 - (A)) × 100/110

(3) 仕入税額の簡便計算-1

卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある課税事業者については、以下のように仕入税額の簡便計算が認められます。

【適用対象者及び簡便計算の適用時期】

適用対象者 (卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等 を税率の異なるごとに区分することにつき 困難な事情がある、軽減対象課税資産の 譲渡等を行う以下の課税事業者)	簡便計算の適用期間
中小事業者 (基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税事業者)	2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで の期間
中小事業者以外	

【仕入税額の簡便計算】

軽減対象税込課税 仕入れ等の金額	= 卸売業及び小売業 に係る課税仕入れ 等に係る税込支払 対価の額の合計額	× $\frac{\text{分母のうち軽減対象}}{\text{課税資産の譲渡等}} = \frac{\text{卸売業及び小売業に係}}{\text{る課税資産の譲渡等}}$
軽減対象税込課税 仕入れ等以外の 税込課税仕入れ等 の金額	= 卸売業及び小売業 に係る課税仕入れ 等に係る税込支払 対価の額の合計額	- 軽減対象税込 課税仕入れ等の金額

この簡便法は、以下の課税期間については適用できません。

- 上記(2)売上税額の簡便計算を、Step 1における見積割合の算定方法のうち②の方法を用いて適用した課税期間
- 簡易課税制度の適用を受けた課税期間

(4) 仕入税額の簡便計算-2

課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある課税事業者については、以下のように簡易課税制度又は簡易課税制度に準じた方法を用いた簡便計算を選択することもできます。

適用対象者 (課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつきが困難な事情がある以下の課税事業者)	特例
中小事業者 (基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税事業者)	2017年4月1日から2018年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合 → その提出した日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用が認められる。
中小事業者以外	2017年4月1日から2018年3月31日の属する課税期間の末日までの間に、課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある場合において、その課税期間の末日までに簡易課税に準じた計算を行う旨の届出書を所轄税務署長に提出したとき → 簡易課税に準じた方法によりその課税仕入れ等の税額の合計額を計算することが認められる。

4. 事業者免税点制度・簡易課税制度の適用制限

事業者免税点制度(2年前の課税売上高が1,000万円以下である事業者等を免税事業者とする制度)や簡易課税制度(2年前の課税売上高が5,000万円以下である事業者がその営む事業に応じたみなし仕入率により仕入税額控除を行うことを認める制度)は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられた制度です。

2016年度税制改正では、以下のように、一定の場合には事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されることになります。これは、会計検査院より、高額の不動産等を取得して消費税の還付申告をしたのち、その不動産等の賃貸・売却による課税売上高が生じる課税期間において事業者免税点制度や簡易課税制度を適用することにより、消費税の納税額を抑えることに対する問題点が指摘されたことを受けた改正です。

制限が課される場合	事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が認められない課税期間
課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内において高額資産の課税仕入れを行った場合	以下の(a)から(b)までの各課税期間 (a)その高額資産の課税仕入れの日の属する課税期間 (b)(a)の課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間
課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内において高額資産の建設等を自ら行った場合	以下の(a)から(b)までの各課税期間 (a)その建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間 (b)その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間

「高額資産」とは、一取引単位の支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産(棚卸資産以外の一定の資産(建物、機械・装置等)で、一取引単位の支払対価の額が税抜100万円以上のもの)をいいます。

この改正は、2016年4月1日以後に高額資産の課税仕入れを行った場合について適用されます。ただし、2015年12月31日までに締結した契約に基づき2016年4月1日以後に高額資産の課税仕入れを行った場合には適用されません。

5. 電気通信利用役務の提供の内外判定基準

電気通信利用役務の提供については、その役務の提供を受ける者の所在地により内外判定が行われることとされており、具体的には、役務の提供を受ける者が個人か法人かにより、以下の場所により判定されています。

個人	住所又は居所(現在まで引き続いて1年以上居住する場所)
法人	本店又は主たる事務所の所在地

改正案では、事業者向け電気通信利用役務の提供(国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等から、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの)の内外判定について、以下の見直しが提案されています。

内外判定が見直される 事業者向け電気通信利用役務の提供	現行法	改正案
国内事業者が国外事業所等において受ける 事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、 国外において行う資産の譲渡等にのみ要するもの	国内取引	国外取引
国外事業者が国内の恒久的施設において受ける 事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、 国内において行う資産の譲渡等に要するもの	国外取引	国内取引

この改正は、2017年1月1日以後に行われる取引について適用されます。

V. 個人課税関係

1. 国外転出時課税制度(出国税)

2015年度税制改正で導入され 2015年7月1日から適用されている国外転出時課税制度について、以下の見直しが提案されています。

(1) ストックオプションの適用除外

国外転出時課税制度は、含み益を有する株式等を保有したまま国外に転出し、その後に売却することにより、日本での譲渡所得課税を回避することを防止するための措置ですが、ストックオプションの権利行使等による所得は国外転出後も日本において課税が確保されているため、税制適格・非適格いずれのストックオプションも国外転出時課税制度の対象資産から除外する改正が提案されています。

この改正は、2016年分以後の所得税について適用されます。

(2) その他の見直し

(a) 納税猶予の期限満了に係る納期限の見直し

国外転出時から納税猶予の期限満了日まで引き続き有している対象資産について、その納税猶予の期限満了日の価額等が国外転出時の価額等を下回るときは、期限満了日から4月以内に更正の請求をすることにより、所得税額を減額することができます。一方で、納税猶予の期限満了に伴う納期限はその期限満了日とされているため、納税猶予に係る所得税額を減額前の金額で一旦納付する必要が生じます。

そこで、納税猶予の期限満了に伴う納期限を、その期限満了日から4月を経過する日とし、更正の請求期限と合わせることが提案されています。

この改正は、2016年1月1日以後に納税猶予に係る期限満了日が到来する場合について適用されます。

(b) 対象資産の取得価額の洗替えの適用除外

国外転出時課税制度の適用対象者は、国外転出時に対象資産を譲渡して再取得したものとみなされるため、確定申告の有無にかかわらず、対象資産の取得価額は国外転出時の時価に洗い替えられることになります。

本制度の適用により、譲渡所得課税を受けた場合において、国外転出の日から5年以内に帰国等したときは、更正の請求により課税を取り消すことができますが、譲渡損失が生じていたため確定申告を行わずに国外転出をした場合等には、5年以内に帰国等をしても修正申告が行えず、取得価額を国外転出前の価額に戻すことができません。

このような場合に対処するため、国外転出時課税制度の適用対象者が、確定申告を行わずに国外転出をした場合等には、国外転出時に有する対象資産の取得価額を時価への洗替えの対象外とする改正が提案されています。

この改正は、2016年1月1日以後に帰国等をした場合について適用されます。

(c) 国外転出後に有価証券等を取得した場合の取扱いの明確化

納税猶予の適用を受けている者が、国外転出後に有価証券等を譲渡等した場合において、その譲渡等をした有価証券等が国外転出の時に有していたものであるかどうかの判定は、次のように行うことが明確化されます。

- ①納税猶予の適用を受けている有価証券等と②納税猶予の適用を受けていない有価証券等に区分し、②の有価証券等から先に譲渡したものとする。

- ①の有価証券等を譲渡したものとされる場合には、先に取得したものから先に譲渡したものとする。

この改正は、2016年1月1日以後の譲渡等について適用されます。

(d) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出時課税制度の適用により行ったものとみなされた譲渡を含めることができます。提案されています。

(e) 未分割であった対象資産の遺産分割が確定した場合等の取扱いの明確化

相続等により非居住者に対象資産が移転した場合には、一定の居住者である被相続人等は国外転出時課税制度の適用を受けることになりますが、一定の事由(未分割財産について法定相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして当初申告がされた後、遺産分割が行われたこと等)により、非居住者に移転した対象資産が当初申告と異なることとなった場合には、その事由が生じた日から4月以内に、修正申告書を提出し又は更正の請求ができることが明確化されます。

この改正は、2016年1月1日以後に一定の事由が生じた場合について適用されます。

2. 外国親会社等から付与されたストックオプション行使等に関する調書制度

外国法人の日本子会社又は外国法人の日本支店の役員又は従業員である居住者が、その外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等をしたときは、その日本子会社又は日本支店は、その行使等の日の属する年の翌年3月31日までに、株式等の種類その他一定の事項を記載した調書(「外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書」)を提出することとされています。この調書制度による報告対象者の範囲に、以下の者が追加されます。

- 外国法人の日本子会社・日本支店の役員又は従業員であった居住者
- 外国法人の日本子会社・日本支店の役員又は従業員である非居住者(その日本子会社・日本支店の役員又は従業員であった者を含む。)で国内源泉所得となる経済的利益の供与等を受けた者

3. 通勤手当の非課税限度額

通勤手当の非課税限度額が、現行の月額100,000円から月額150,000円に引き上げられます。

この改正は、2016年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

4. セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、スイッチ OTC 医薬品の購入費用に対する医療費控除の特例制度が導入されます。制度の概要は以下のとおりです。

対象期間	2017年1月1日から2021年12月31日まで
適用対象者	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として検診や予防接種等を受けている個人
適用要件	対象期間中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品 ^(*) の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が12,000円を超えること
特例措置	12,000円を超える部分の金額(上限:88,000円)の所得控除

(*) 一定のスイッチ OTC 医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいいます。

この特例制度は、現行の医療費控除との選択適用とされます。

5. 住宅取得等に係る所得税額の特別控除

一定の要件を満たす居住者を適用対象とする「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税)」等の措置について、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件のもとで、非居住者期間中に住宅の新築、取得又は増改築等をした場合についても適用を認めることとする改正が提案されています。

この改正は、非居住者が2016年4月1日以後に住宅の新築、取得又は増改築等をする場合について適用されます。

VI. 納税環境整備

1. スキヤナ保存制度の見直し

一定の国税関係書類については、所轄税務署長の承認を受けることにより、スキヤナを利用して作成された電磁的記録による保存(スキヤナ保存)が認められていますが、改正案では、このスキヤナ保存制度に関し、以下の見直しが提案されています。

- 現行法では、使用するスキヤナは原稿台と一体となった装置に限られていますが、この要件が廃止され、デジタルカメラやスマートフォン等でスキャンを行うことが可能になります。また、この改正に伴い、所要の措置が講じられます。
- 国税関係書類(契約書・領収書等の重要書類に限られます。)についてスキヤナ保存の承認を受けるための要件のうち、たとえば以下の要件が見直されます。

要件		改正案
タイムスタンプの付与		国税関係書類の受領等後、受領等をする者がその国税関係書類に署名を行ったうえでスキャンし、3日以内にタイムスタンプを付すこととする。
要件 適正 事務 処理	相互けん制	国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認を行うこととすることで足りることとする。
	定期検査	定期検査が完了するまで必要とされている国税関係書類の原本保存を、本店・支店・事務所・事業所等において行うこととする。

上記の改正は、2016年9月30日以後に行うスキヤナ保存の承認申請について適用されます。

2. 加算税制度の見直し

当初申告のコンプライアンスを高める観点から、加算税について以下の見直しが行われる予定です。

(1) 事前通知後に修正申告等が行われた場合

調査の事前通知が行われた後に修正申告書又は期限後申告書の提出が行われた場合であっても、その提出が更正予知(調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知すること)の前に行われたときは、過少申告加算税及び無申告加算税の課税割合は減免されていますが、この減免措置が以下のように見直される予定です。

(a) 過少申告加算税

修正申告書の提出時期	現行法	改正案
当初申告から事前通知まで	0%	0%
事前通知から更正予知まで	0%	5%(10%)
更正予知後	10%(15%)	10%(15%)

カッコ内は、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分に適用される課税割合を示しています。

(b) 無申告加算税

期限後申告書・修正申告書の提出時期	現行法	改正案
当初申告から事前通知まで	5%	5%
事前通知から更正予知まで	5%	10%(15%)
更正予知後	15%(20%)	15%(20%)

カッコ内は、納付すべき税額のうち50万円を超える部分に適用される課税割合を示しています。

(2) 過去5年内に無申告又は仮装・隠ぺいが行われたことがある場合

期限後申告等(更正予知による期限後申告・修正申告又は更正・決定等)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について、無申告加算税(更正予知によるもの)又は仮装・隠ぺいにより重加算税を課されたことがあるときは、以下の加算税の課税割合が10%加算されることになります。

	現行法	改正案
無申告加算税	15%(20%)	25%(30%)
重加算税(過少申告・不納付)	35%	45%
重加算税(無申告)	40%	50%

カッコ内は、納付すべき税額のうち50万円を超える部分に適用される課税割合を示しています。

(1)及び(2)の改正は、2017年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

なお、(2)と同様の改正が、地方税(法人事業税及び地方法人特別税)における不申告加算金及び重加算金についても行われる予定です。

3. マイナンバー制度

個人番号(マイナンバー)の取扱いに関する企業の事務負担(個人番号の記載に係る本人確認手続や個人番号記載書類の管理等)に配慮し、以下の措置が講じられる予定です。

(1)個人番号記載の対象書類の見直し

現行法では、ほぼ全ての税務関係書類に提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされていますが、以下の書類については提出者等の個人番号の記載が不要とされます。

個人番号の記載が不要とされる書類	具体例	適用時期
申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の青色申告承認申請書 消費税簡易課税制度選択届出書 納税の猶予申請書 	2017年1月1日以後に提出すべき書類について適用 (施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めない。)
税務署長等には提出されない書類であつて、提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であつても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類	<ul style="list-style-type: none"> 非課税貯蓄申込書 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 非課税口座廃止届出書 	2016年4月1日以後に提出すべき書類について適用

地方税に関する税務関係書類においても、同様の措置が講じられる予定です。

(2) 扶養控除等申告書等への個人番号の記載の省略

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して提出する以下の申告書について、その支払者がその申告書の提出者の個人番号等を記載した帳簿を備えていることを要件に、その申告書にその提出者等の個人番号の記載を省略することが可能とされます。

- ・ 紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・ 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

この改正は、2017年分以後の所得税について適用されます。

4. クレジットカード納付制度

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネットを利用して、クレジットカードにより国税を納付することができる制度が創設される予定です。

この制度は、2017年1月4日以後に行われる国税の納付について適用されます。

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL:03-6229-8000
FAX:03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL:06-4708-5150
FAX:06-4706-3881

〒451-6030
愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー30F
TEL:052-569-5420
FAX:052-551-0580

www.kpmg.com/jp/tax
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.